# 特定非営利活動法人 日本不整脈学会 — 特定非営利活動法人 日本心電学会 認定 不整脈専門医認定制度規則

# 第1章 総則

(目的、名称)

第 1 条 この制度は、臨床不整脈学の進歩発展に即して、特定非営利活動法人日本不整脈学会、および特定非営利活動法人日本心電学会が臨床不整脈学を専攻する優れた医師を専門医として認定し、不整脈医療の向上を図り、以って国民の福祉に貢献することを目的とする。

具体的には以下の事象を専門医認定の主な目的とする。

- 1)不整脈を診療する医師の適正化
- 2)不整脈を診療する医師のレベル向上
- 3)不整脈診療における合併症、医療過誤の回避
- 4)医療受給者に対する施設、医師の選択基準の提供
- 5)専門施設、専門医師への紹介の適正化、迅速化
- 2. 前項において認定する専門医は、日本不整脈学会-日本心電学会認定 不整脈専門医 (以下、学会認定不整脈専門医と表記する)という.
- 3. 学会認定不整脈専門医の英文名は、Board Certified Member of the Japanese Heart Rhythm Society and the Japanese Society of Electrocardiology とする.
- 第 2 条 この制度の維持と運営のため、専門医認定制度委員会を置く. 委員会の委員長および委員は、理事会において選出し、評議員会、総会で選任する.
- 2. この委員会は以下の小委員会を設置する.
  - 1)資格認定委員会
  - 2)資格更新委員会
  - 3)試験問題作成委員会
  - 4)研修施設選考委員会
  - 5)経過措置検討委員会

資格認定委員会は、学会認定不整脈専門医受験資格の基準作成と審査を行う.

資格更新委員会は、学会認定不整脈専門医認定更新の基準作成と審査を行う.

試験問題作成委員会は、学会認定不整脈専門医の選考試験問題の作成に当たる.

研修施設選考委員会は、学会認定不整脈専門医の研修施設の施設基準を設定し該当する 施設の選考に当たる.

経過措置検討委員会は、過去に一定以上の業績を有する高齢医師に対し、受験資格 あるいは受験の免除規定を検討する (認定)

第3条 日本不整脈学会会頭および日本心電学会理事長は、別に定める学会認定不整脈専門医資格認定試験に合格したものに対し、理事会および評議員会の承認を経て専門医認定証を交付する。合否通知は裁定後、速やかに行うこととする。

2. 認定料は、30,000円とする.

# 第2章 学会認定不整脈専門医

(資格試験)

- 第4条 学会認定不整脈専門医資格認定試験は、毎年1回筆記試験により行う.
- 2. 試験施行日、申請方法等は、年毎に学会機関紙あるいはホームページ上に公示する.

# (受験資格)

- 第5条 学会認定不整脈専門医資格認定試験を受験するものは、次の各項の条件をすべて 満たすことを要する.
  - 1) 日本国の医師免許証を有すること
  - 2) 日本循環器学会専門医あるいはそれに準ずる専門医資格を有すること
  - 3) 学会認定不整脈専門医研修施設において合計 5 年以上の修練期間を有し、かつ 前記専門医取得後 2 年以上の修練期間を有すること
  - 4) 卒後から研修期間中に、別に定める検査、治療経験を有しており、これを証明 する書類を研修機関の長が提出すること
  - 5) 別に定める不整脈学に関する学会発表、論文発表を有すること
  - 6) 日本不整脈学会、日本心電学会のうち、少なくとも1学会の会員であり、3年 以上の会員歴を有すること
  - 7) 主たる認定研修施設の指導責任者からの推薦状を添付すること
  - 8) 海外施設での研修経験者に対する受験資格は、専門医認定制度委員会で検討の 後、両学会の理事会で承認を受けることとする

#### (申請書類)

第6条 学会認定不整脈専門医資格試験の受験を申請するものは、次に定める書類を提出する。

- 1) 学会認定不整脈専門医資格認定審查申請書
- 2) 診療実績表
- 3) 指定施設研修修了証明書(研修施設長あるいは関連部門長より)
- 4) 研修施設よりの推薦状
- 2. 審査料は20,000円とする.

(認定更新)

- 第7条 学会認定不整脈専門医は、認定を受けた年から5年を経た時、認定更新の認定を 受けなければ、引き続き不整脈専門医と称することができない.
- 2. 認定更新は、本学会機関誌あるいはホームページ上に申請に必要な事項を公示し、書類によって審査する.
- 3. 認定更新料は20,000円とする.
- 4. 当該年度までの会費納入を更新の条件とする.

(資格喪失)

- 第8条 学会認定不整脈専門医は、次の事由によりその資格を喪失する.
  - 1) 専門医としての資格を辞退したとき
  - 2) 会員としての資格を喪失したとき
  - 3) 認定更新を受けないとき

(資格停止、取消)

第9条 日本不整脈学会会頭および日本心電学会理事長は、学会認定不整脈専門医として ふさわしくない行為のあったものに対して、委員会、理事会および総会の議を経て、学会 認定不整脈専門医の認定を期限付きで停止または取り消すことができる.

## 第3章 研修施設

(研修施設の指定)

- 第 10 条 学会認定不整脈専門医の臨床研修のため、一定の診療施設を日本不整脈学会および日本心電学会認定不整脈専門医研修施設として指定する.
- 2. 研修施設として適当と認めた診療施設に対しては、日本不整脈学会会頭および日本心電学会理事長は理事会、総会の承認を経て、学会指定研修施設証を交付し、学会機関誌あるいはホームページ上に公示する.

(審査)

- 第11条 研修施設の指定審査は、毎年1回書類によって行なう.
- 2. 指定は2年ごとに更新する.

(申請資格)

- 第12条 研修施設の指定を申請する診療施設は、次の項目の条件をすべて満たすことを要する.
- 1) 学会認定不整脈専門医研修カリキュラムに沿った研修が可能なこと
- 2) 日本循環器学会認定循環器専門医が2名以上常勤で在院していること
- 3) 1年間に20例以上のカテーテル・アブレーションを行なっていること
- 4) 1年間に恒久的ペースメーカー移植術、埋込み型除細動器移植術を含む植込み型心臓デバイスの新規植込み術を10例以上行なっていること
- 5) 認定修練施設は構成2学会が行う学術調査に積極的に協力すること

- 6) 施設内に医療安全研修が行なわれていること
- 7) 臨床工学技師が1名以上常勤していること
- 8) 専門医認定制度委員会が地域性や専門性を考慮して、研修施設としてふさわしいと 判断した施設
- 2. 研修施設の指定を受けようとする診療施設の長は、所定の申請書類を委員会に提出する. (資格喪失)
- 第13条 指定研修施設は、次の事由によりその資格を喪失する.
- 1) 研修施設としての指定を辞退したとき
- 2) 研修施設としての指定更新を受けないとき
- 3) 第12条の規定に該当しなくなったとき

(指定取消)

第14条 日本不整脈学会会頭および日本心電学会理事長は、委員会において指定研修施設として不適当と認められたものに対して、理事会、総会の承認を経て研修施設の指定を取り消すことができる.

## 第4 会議

(招集)

第15条 会議は委員長または小委員会委員長が招集する。ただし、構成員の3分の1以上から会議の目的とする事項を示して請求があったときは、委員長はただちに臨時委員会を招集しなければならない.

(定足数)

第16条 会議は構成員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない. ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす. (通知)

第17条 この規則の実施に関しては、委員会および理事会において決定された事項は機関 誌あるいはホームページに公示し、会員に通知する.

## 第5章 補則

(細則)

第 18 条 この規則の施行についての細則は、別に定める.

(施行)

第19条 この規則は2011年4月1日から施行する.